

審決取消請求事件

[平成28年3月16日判決 平成27年\(行ケ\)第10143号](#)

キーワード：引用発明適用の動機付け／特有の技術課題

担当 弁理士 林 秀男

1. 事案の概要

原告の本件特許出願に対し、平成26年1月23日特許庁が拒絶査定をしたため、原告は、同年5月7日、不服審判を請求した（不服2014-8379）。特許庁は、これに対し、同27年6月11日、不成立の審決をしたために、原告が本件審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許出願

発明の名称：体液分析装置

出願番号：特願2010-90278号

出願日：平成22年4月9日

4. 本件発明（括弧＋下線部は筆者：相違点2に係る部分）

「体液導入孔と、体液導入孔からのびる体液通路と、前記体液通路から供給される体液の少なくとも一つの成分を検出可能なセンサ部とを有する使い捨て検査具を挿入して、前記使い捨て検査具のセンサ部を介して体液中の成分の分析を行う体液分析装置であって、

前記使い捨て検査具が、保存時に冷蔵保存されるものであり、かつ、前記センサ部を較正する較正液を収容した較正液収容部を備えており、

体液分析装置が、

前記使い捨て検査具を挿入可能な挿入部と、

前記挿入部から使い捨て検査具が挿入されたか否かを検知する挿入検知手段と、

〔前記挿入部から挿入された使い捨て検査具のセンサ部の温度を測定可能な温度計測部と、〕

前記挿入部から挿入された使い捨て検査具のセンサ部の出力を入力するための入力部と、

〔前記センサ部を加熱可能な加熱手段と、〕

前記センサ部からの出力に基づいて体液中の成分の分析処理を行うと共に、〔前記温度計測部からの出力に基づいて前記加熱手段を〕 制御する制御手段と、

前記使い捨て検査具の較正液収容部を押圧して、較正液収容部から較正液をセンサ部まで押し出す押圧手段と

を備え、

前記挿入検知手段が使い捨て検査具の挿入を検知した時に体液分析装置が作動するように構成され、

前記制御手段が、

「前記挿入部から挿入された時に前記温度計測部で得られるセンサ部の温度が所定の温度より低い場合には、始めに前記加熱手段を作動させて、センサ部の温度が所定の温度になるまでセンサ部を予熱し、」次いで、前記押圧手段を作動させてセンサ部を較正させ、その後、分析処理を実行し、

「前記挿入部から挿入された時に前記温度計測部で得られるセンサ部の温度が所定の温度より高い場合には、前記加熱手段による予熱処理を行わず、」前記押圧手段を作動させてセンサ部を較正させ、その後、前記分析処理を実行する

ように構成されている

ことを特徴とする体液分析装置。」

5. 争点

審決における相違点2の判断

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

相違点2に係る本願発明の構成とは、要するに、センサ部の温度を計測し、加熱手段の使用の有無を判定し、センサ部を「所定温度」にしておくものであるが、この操作がセンサ部への較正液の導入前に行われるものであることは、本願発明の構成上明らかである。また、本願発明が「予熱」をするものであること、そして、本願発明の目的が、冷蔵庫から出してすぐの使い捨て検査具であっても、冷蔵庫から出して常温に戻されている使い捨て検査具であっても同じように使える使い捨て検査具を提供することを目的としていること、予熱処理を行わないのは、センサ部の温度が常温である場合としていること（なお、加熱処理を行わないセンサ部の温度が常温（室温）を超えることはない。）にかんがみれば、「所定温度」とは、「常温」（室温）のことをいうものと理解される。

審決は、①引用発明の携帯型分析器に引用発明2を適用して、非接触温度検出装置と抵抗加熱要素を設けて分析時の温度制御を行うとともに分析時と同じ温度で較正を行えるようにすることは、当業者が容易になし得るとした上で、②ある温度に設定するために、温度が所定の温度より低い場合には予熱して高い場合には予熱しないことは、通常の温度制御方式にすぎないと判断する。

これに対して、原告は、引用発明2にはセンサ部を予熱するとの技術思想はなく、引用発明と組み合わせても相違点2に係る本願発明の構成にはならない旨の主張をする。

引用発明２は、センサチップ部の外表面温度を監視することを介して試料溶液の温度を制御し、試料溶液の分析時に求められる温度（実施例では37.5℃）に一定化するものである。そして、引用例２には、較正プロセスについての記載も、冷蔵保存していた場合の問題点の記載もない。そうすると、引用発明の較正プロセスに引用発明２の温度制御システムを適用することが、直ちには動機付けられるとはいえない。

また、仮に、引用発明の較正プロセスに引用発明２の温度制御システムを適用することが容易であるとしても、引用発明に引用発明２を組み合わせたものは、常に分析時に求められる試料溶液の温度に一定化すると構成しか有しておらず、センサ部の温度が所定の温度より低い場合にセンサ部を予熱するという相違点２に係る本願発明の構成には至らない。

しかも、本願発明においては、予熱する場合（常温より低い場合）と予熱しない場合（常温の場合）とのいずれかが選択される以上、当然、予熱しなくてもいい場合（常温の場合）があることが前提であり、冷蔵保存していたものを常温に戻すとの課題を認識しなければ、このような構成をとることは通常あり得ない。したがって、温度が所定の温度より低い場合には予熱し、高い場合には予熱しないことは、引用発明等に開示されていない、特有の技術課題である。

以上